

公共事業のための 岡山市景観デザイン指針 2016

Landscape Design Guideline of Okayama City



古代ローマの建築家、ウィトルウィウス（Marcus Vitruvius Pollio）は建築の理を次のように表現しています－「建築はfirmitas（強）、utilitas（用）、venustas（美）の理が保たれるように造られるべきである」。

「用」とは機能性、「強」とは耐久性、「美」とは美しさを表しますが、この三つの要素は都市づくりにおいても求められることではないでしょうか。「用、強、美」の三要素が揃い、調和がとれた都市こそ、真に住みやすく魅力ある都市であり、市民満足度の高い都市であると言えます。

戦後の急速な都市化の中で、公共施設の量的な拡大が求められたため、機能性や経済性が重視され、「美」の観点が疎かにされてきました。今日、人口減少社会を迎え持続可能な都市へ体質改善が求められており、美しさや潤いを追求した都市づくりにより、地域独自の魅力や居住環境の向上を図ることが必要であると考えています。

我々が造る土木施設や建築施設などの公共施設は50年100年とその場所で存在し続け、周辺に与える影響は大きなものがあります。だから、公共施設が先導的な役割を果たし、良好な景観形成を進めていかなければなりません。

公共空間における景観整備は、誰が見ても美しいと感じられる共通性を持った景観をつくることであり、時代の変化にも色あせない美しさを保ち続ける景観をつくることです。

このため、その公共施設の設計及び施工を担う我々技術職員が景観に関する知識と感度を高める必要があります、設計・施工の各場面で常に「景観について考え工夫する思考スタイル」を身につけたいものです。この景観デザイン指針に基づき、まずは実践しましょう。

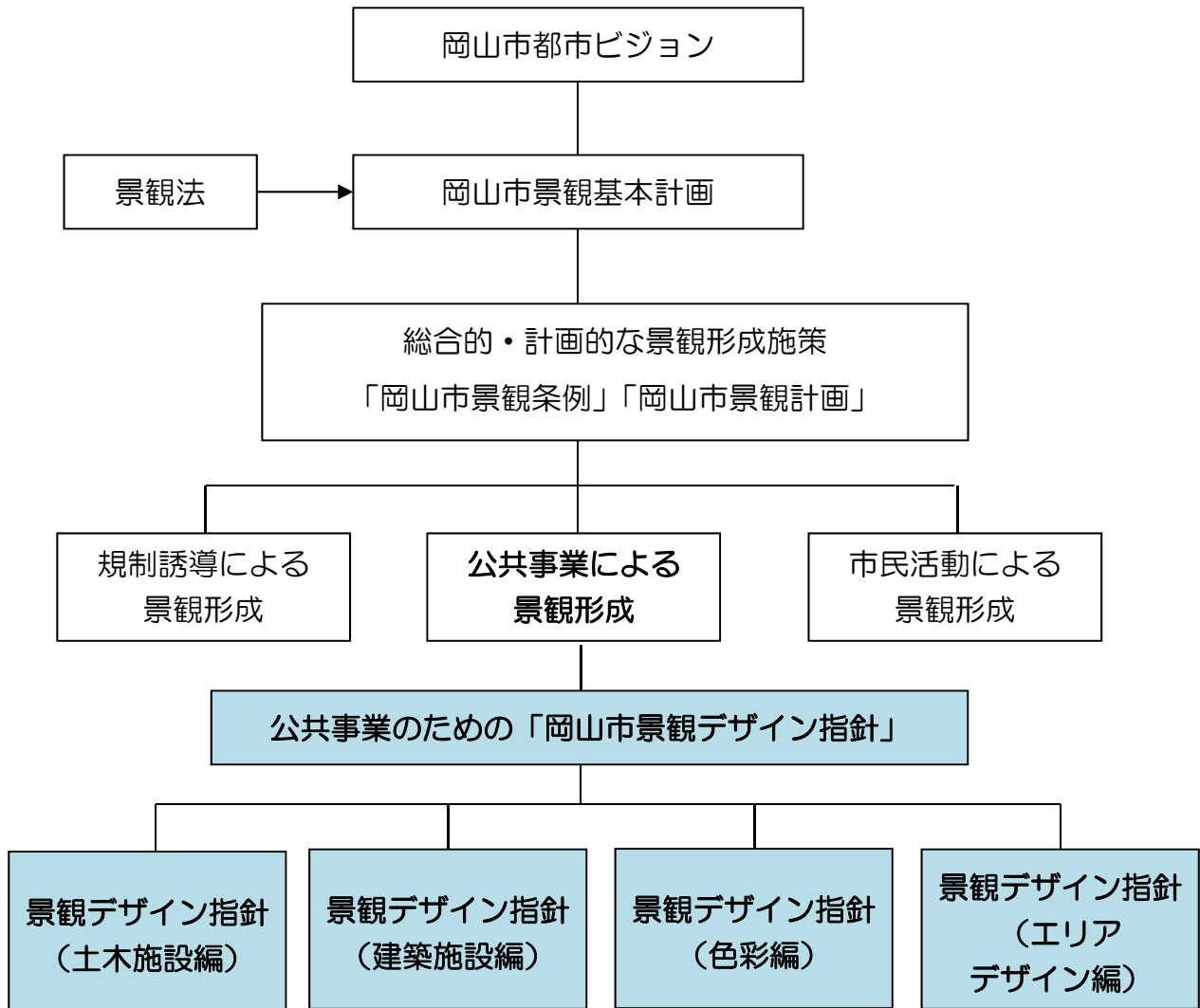
～ 目 次 ～

1. 景観デザイン指針の位置づけ	1
2. 景観デザイン指針の目的	2
3. 景観デザイン指針の構成と使い方	3
4. 景観とは	4
(1) 良好な景観	
(2) 景観の意味	
(3) 景観の理論	
(4) 景観整備に対する七つの誤解	
(5) 景観整備の七つのポイント	
(6) 岡山らしい景観の創造	
5. 景観デザイン指針（土木施設編）	15
6. 景観デザイン指針（建築施設編）	58
7. 景観デザイン指針（色彩編）	111
8. 景観デザイン指針（エリアデザイン編）	129
9. 景観デザイン指針の運用	149
(1) 運用の仕組み	
(2) チェックシート	
10. チェックシート記入事例集	154
<関連資料>	
11. 岡山市景観条例	[2]
12. 岡山市の景観特性と景観計画	[18]
(1) 岡山市の景観特性	
(2) 岡山市景観計画の概要	
13. 都市景観に関する職員意識調査の結果	[42]
14. 景観デザイン指針の策定経緯と検討チーム	[52]

1. 景観デザイン指針の位置づけ

景観デザイン指針は、岡山市景観条例第20条の規定に基づき策定するものです。

同条21条の規定により、公共事業を実施するときは景観デザイン指針に基づき良好な景観形成に努めることが義務付けられています。



●岡山市景観条例 ～抜粋～

(景観デザイン指針の作成)

第20条 市長は、公共施設その他公用又は公共の用に供する建築物又は工作物の整備に関する事業(以下単に「公共事業」という。)における良好な景観形成を図るための指針(以下「景観デザイン指針」という。)を作成するものとする。

(景観デザイン指針の遵守等)

第21条 市は、自らが行う公共事業について、景観デザイン指針に基づき実施しなければならない。

2 市長は、国又は県が岡山市の区域内において行う公共事業について、国又は県に対し、当該公共事業の実施に際し、景観デザイン指針に配慮するように要請することができる。

2. 景観デザイン指針の目的

公共施設は、景観を構成する様々な要素の中でも、その面的広がりや連続性、規模の大きさから景観形成の核や軸となり、都市のイメージを創り上げる上で大きな役割を果たしています。また公共施設は様々な人から幅広く利用され、長期にわたって存在しうる施設であることから、整備・維持管理においてはその方針に普遍性が求められます。

戦前の公共事業では、構造物だけにとらわれることなく、場としてのまとまりや収まりを考えながら、「用・強・美」を重んじた事業が行われてきました。それは戦前の公共事業体制のもとでは、計画・設計・施工に至る全ての段階を行政が把握し、一貫した方針のもとに事業を行うことができたからです。

しかしながら、戦災によって失われた社会資本の早急な復興事業や高度経済成長の中で、公共事業はその機能性・経済性・効率性が重視され、景観形成の観点については必ずしも十分な配慮が行われてきたとは言い難い面がありました。その結果、自然や歴史文化等の周辺景観との不調和、事業主体間の連携不足による整備方針の統一性の欠如、同一路線におけるデザインや構造の一貫性のなさなどが浮き彫りとなってきました。

今、少子高齢社会の到来とともに価値観が高度化した成熟社会を迎え、公共事業はその事業の目的を踏まえたうえで、施設の機能性、安全性はもとより、経済性等にも配慮しつつ、良好な景観づくりのための先導的な役割を果たすことが重要となってきています。

こうした経緯を踏まえ、良好な地域景観の形成を先導するとともに、魅力ある景観の保全及び形成を図ることを目的として、公共事業における景観形成のガイドライン「岡山市景観デザイン指針」を策定しました。この景観デザイン指針では、公共事業を進める上での景観形成の配慮点、景観デザインの考え方・ポイントを事例写真やイラストなどにより分かりやすく示しています。

なお、この景観デザイン指針では、景観形成の考え方やポイントを中心に解説することとし、具体的なデザイン手法については詳しく触れていません。それは、百の現場があれば、百の回答があるからです。「この場合は、こうだ」と決めてしまえば多様性がなくなり画一性が強くなります。むしろ「こうやればよい」というよりも、「こうやったらだめ」ということに重きを置いて解説することにより、具体のデザインについてはそれぞれの設計施工者の創意と工夫に期待しています。

3. 景観デザイン指針の構成と使い方

景観デザイン指針は、地域の景観の先導的な役割を果たす公共施設の整備にあたって、事業の構想から維持管理に至るまでのプロセスを5段階に分け、各段階に応じた景観配慮事項について、イメージ図・写真などを用いて解説しています。



4. 景観とは

(1) 良好な景観（堀繁著「景観からの道づくり」から引用、編集）

景観とは、見ることによって得られる視覚像です。しかし、人は見えているもの、つまり網膜に映るすべてのものを等しく見ているかということ、そうではありません。

頭の中で「見たいもの」と「見やすいもの」を選んで見えています。「見たいもの」というのは、見ることによって理解する手掛かりを与えてくれるもの、「見やすいもの」というのは、程よい大きさで目に飛び込んでくるものであり、人はこの二つを選んで見えています。

また、景観を考える上で最も根本的なところは、見る場所です。見る場所、見るところを「視点」といいます。視点がないと景観は成り立ちません。景観というのは、視点から見ることなのです。景観整備といえば、建物や道路を修景することがまず思い浮かびますが、それに増して視点を作ることが重要です。

見ているものが同じでも視点の位置が違くと景観も変わります。そして、景観に対する評価も全く異なってしまいます。したがって、見せたいものを印象深く見せる場合、どこから見せるか視点の作りが重要です。

「良好な景観」とは、自分が見たいものが、他のものに邪魔されず、程よい大きさに見えている景観のことです。

景観というのは見ることで、見ることによって周りを理解します。理解の手掛かりを与えてくれるものをまず見ます。次に、見やすいものを見ます。それは大きさです。目に飛び込んでくる大きさで、程よい大きさというものがあります。

程よい大きさとは、目に入ってくる大きさ「見込角」が10度から20度までの範囲のものがとても見やすいといわれています。これは、腕を伸ばした状態でグーからパーで見える大きさです。「グーからパーの原則」といいます。

他のものに邪魔されずとは、視点から視対象を結ぶ線「視軸線」が阻害されないようにすることです。街並みでいえば、電線や樹木が邪魔をして通景が見つらいということがありますが、これなどは電線等により視軸線が阻害されている例です。このように他のものに邪魔されていると、人は見たいものに対して欲求不満が起こります。



歩道橋や樹木が邪魔になって正面の市役所が見えづらい



邪魔するものがなく、すっきりとした通景が見える

(2) 景観の意味

景観とは、見ることによって得られる視覚像だと言いました。工学的に見れば単に目に映る視覚像に過ぎませんが、人は見ることによってその視覚像を評価しています。視覚像からは、背後にある地域の自然、歴史、文化とそこに暮らす人々の営みや社会経済活動が垣間見え、また読み取ることができます。景観には、単なる物の見え方にとどまらず、自然や人々の営みなど多様な要素が秘められた奥深さがあります。

つまり、地形、気候、風土などの「地域性」、古から現代まで引き継がれる「歴史性」、人間の英知が築いた「文化性」などが、自然、建物、街など我々の目に映る姿や形となって外部へ表出したものが景観であると言えます。

また、景観は私たちが暮らす地域社会の健康度、文化度、快適度を表す重要な環境尺度でもあり、良好な景観は環境調和の象徴とすることができます。

良好な景観を保全し、創造することは、その土地特有の地域性、歴史性、文化性を大切にしながら、健康で快適な地域社会を築いていこうとすることに他なりません。

例えば京都や神戸など、美しいとか風格があると言われている都市は、いずれの都市も、地域性、歴史性及び文化性を大切に守り育てており、その結果どこにもない固有の都市景観が生み出されています。

景観から、その地域や都市の自然・歴史・文化を知ることができ、また、そこに住む人々の心の有り様を伺うことができます。

COLUMN

● 図と地

景観を考える上で必須となるのが、「図」と「地」です。たとえば、紙や黒板に文字を書くと、我々にはその文字が見えていて、紙や黒板は見えません。このように存在として見えているものを「図」、背景となって形が見えていないものを「地」といいます。

右図は、図地反転図形で有名なルビンの杯です。黒地（杯のように見える部分）を図として認識すると、白地は地としてしか認識されず、一方、白地（二人の横顔のように見える部分）を図として認識すると、黒地は地としてしか認識されず、決して二つが同時には見えません。

閉じている形や背景との明暗のコントラストが「図」になりやすい条件です。どのようにデザインすれば目立つ存在となり、逆に周囲に馴染ませることができるのか考えてみましょう。

くれぐれも地（背景）となるべきものが図（主役）に反転しないように注意しましょう。



<ルビンの杯>

(3) 景観の理論 (堀繁著「景観からの道づくり」から引用、編集)

1) 見えの大きさと見込角

景観とは見ることです。では、人間の目はどのくらいの範囲を一度に見ているのでしょうか。まずは上下方向におおよそ60度の範囲です。見ている範囲は上下にそれぞれ30度ではなく、人間の視線は少し下へ向いています。特に、歩いているときは足元が気になるので、上に20度、下へ40度ぐらいの割合で見えています。

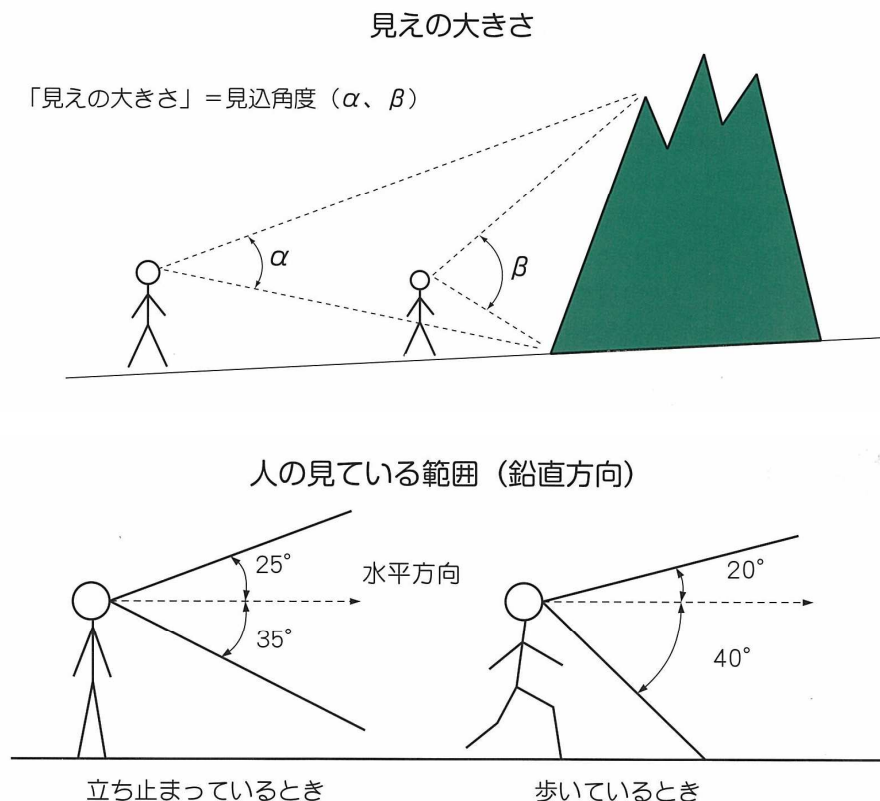
それでは、人は、一度に見える範囲60度全体をすべてを等しく見ているかということそうではなく、その中の見やすいものを選んで見えています。

たとえば山を眺めるとすると、山が目に入ってくる角度を「見込角」といい、見えの大きさの単位を表しますが、見やすいものの見込角は10度から20度の範囲です。つまり、60度の範囲でたくさんのものが一度に見えているけれども、非常によく見える範囲は10度から20度の範囲ということです。実は、これは人が意識を集中しやすい範囲なのです。

印象深く見せたいものがあれば、見込角10度から20度の範囲の程よい大きさに見えるように、視点を設定することが重要です。

一方、見込角が60度を超えると、一度に全貌が見えないということですから、見にくい景観となりますので、注意しましょう。

また、人は街中を少し下を向いて歩いているので、建物の高層階よりも一階部分や入り口、道路の舗装に気をつけるべきです。



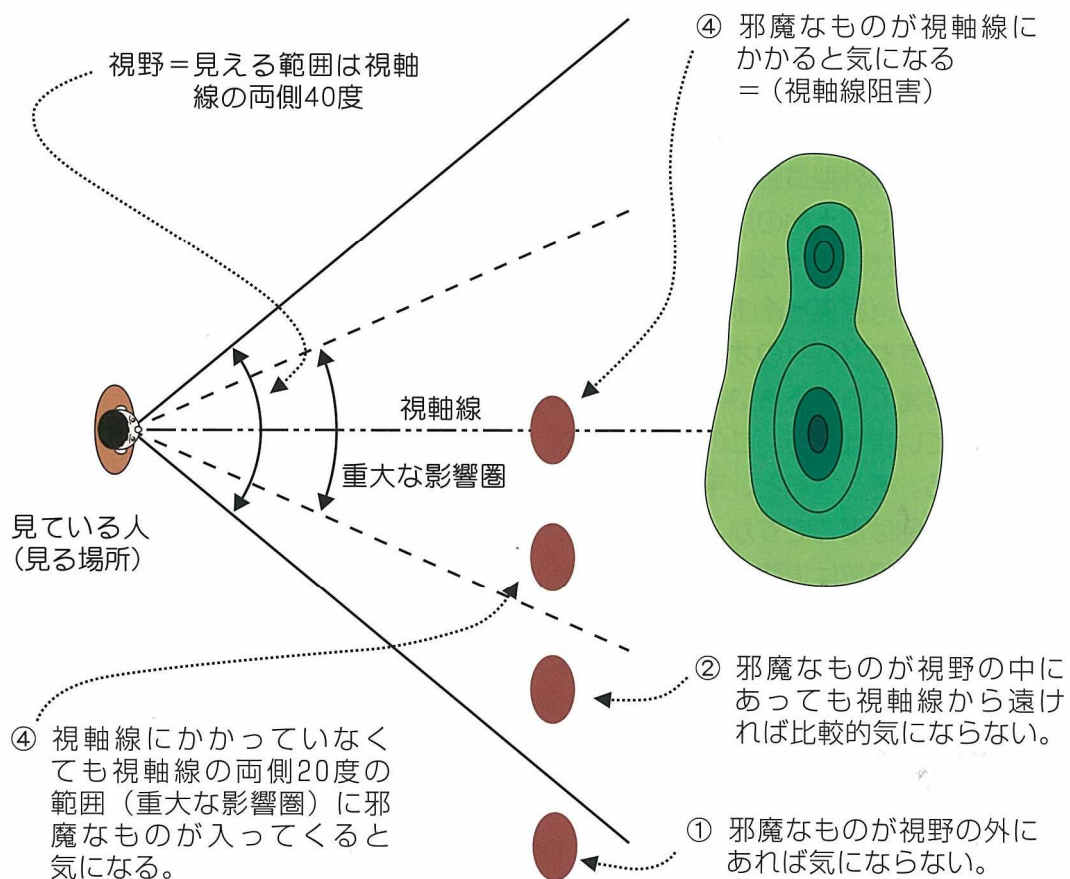
2) 視軸線の阻害

人間が水平方向に一度に見える範囲は、視野角80度で、視点と視対象を結ぶ線「視軸線」の両側40度の範囲です。

この範囲内に、視対象以外の邪魔なものがあると気になります。邪魔なものが視軸線上にあると、見たいものがはっきりと見ることはできません。これを視軸線阻害の状態にあるといいます。

次に、視軸線にかかっていなくても視軸線の両側20度の範囲に邪魔なものが入ってくると大変気になります。視軸線の両側20度の範囲は景観上重大な影響圏にあります。その外側については、邪魔なものが視野の中にあっても視軸線から遠ければ比較的気にならなくなります。

視軸線の阻害 (平面図)



3) 視領域

視点から見えている範囲を「視領域」あるいは「被視範囲」といいます。

道路と街路とでは視領域が全く異なります。街路の場合には、視領域は街路自体と街路に隣接する沿道の建物の壁であり、街路と建物をコントロールすれば景観を作ることができます。

一方、道路の場合には、山あり、農地あり、集落ありなど視領域が広いという特徴があり、道路だけ整備しても景観はコントロールできません。周辺の土地利用計画との連動が必要になります。街路景観と道路景観では、視領域が異なるため、景観整備の方法も変わってきます。

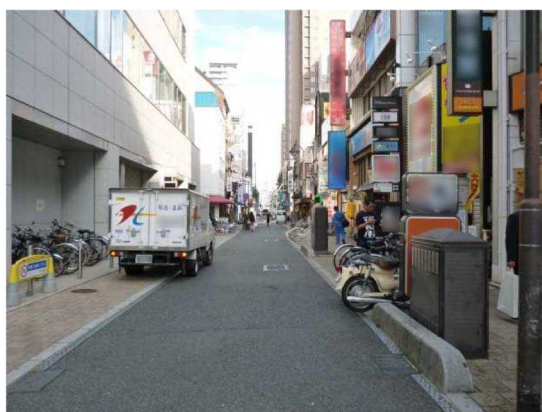
4) 視対象の統合性

人は景観の中に見えているものの中から一部分だけを抜き出して見ることはできない、つまり全部が一遍に見えてしまうという特性を「視対象の統合性」といいます。

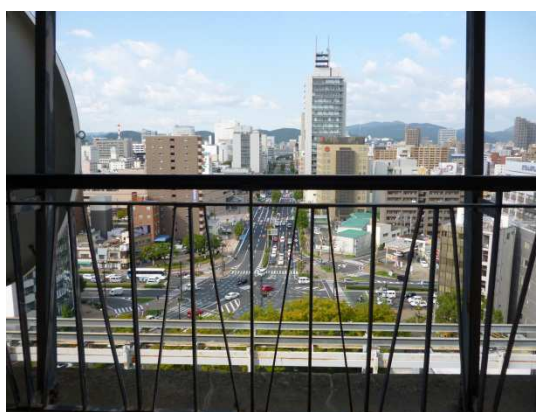
街並みにいろいろ雑然としたものがたくさんある中では、雑然としたものがあったとしても、気になりません。人は、一つのものだけ、電柱なら電柱だけを取り出してみようということはしません。全体を見ているのです。

一方、美しい街並みの中に、けばけばしい看板や電柱・電線があれば違和感を覚えます。これは視対象の統合性の原則からいってミスマッチが起こっているからです。一緒に見える看板などの印象に引きずられて、街並みの評価も下がってしまいます。

したがって景観とは、視対象を中心とする全体の見え方であり、視対象だけを取り出して景観の良し悪しを評価するということは、景観上重要ではありません。



看板や放置自転車のため、街並みが雑然と見える。



立ち上がり（この場合、手摺）があるため、眺めが阻害されている。

5) 視点場

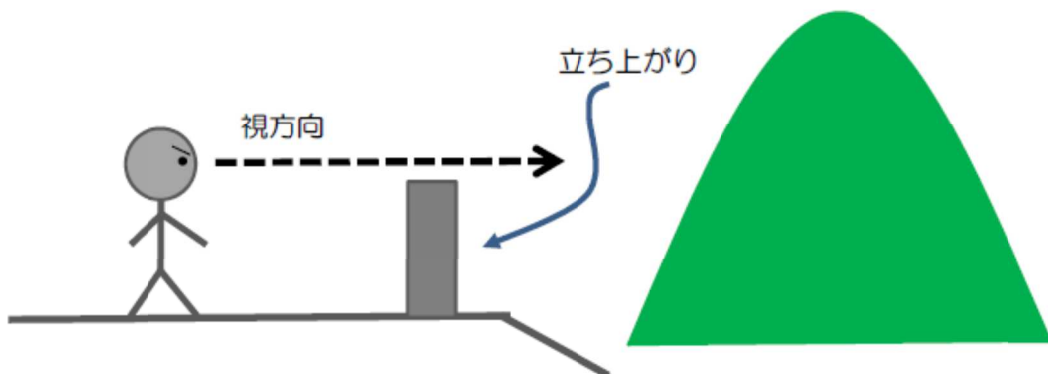
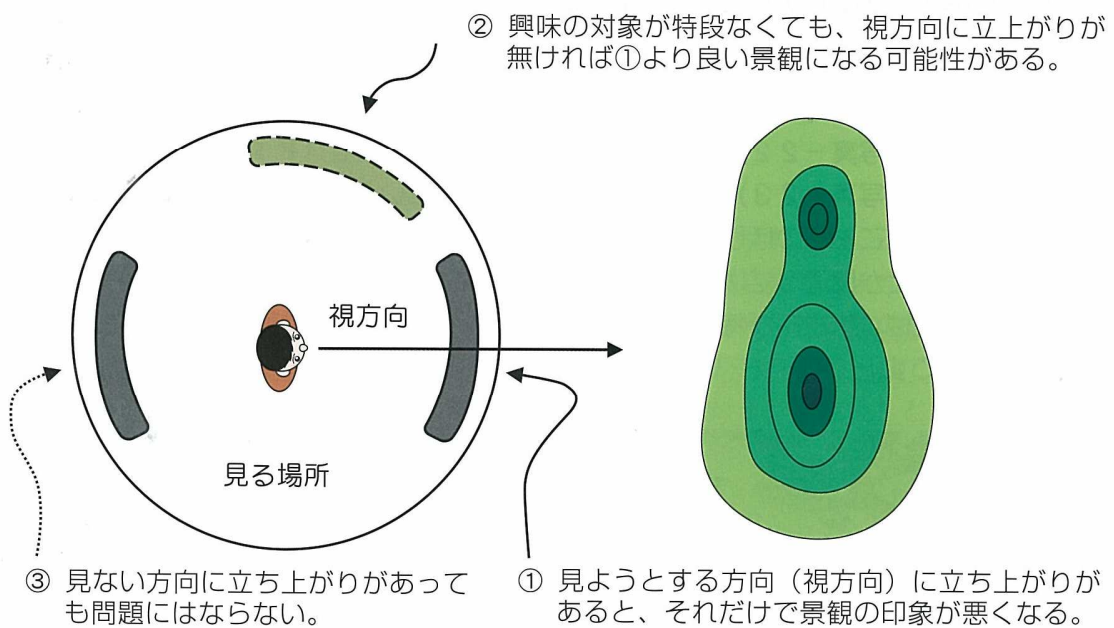
見るところを視点といいます。視点で重要なことは、この視点の状況であり、これを「視点場」あるいは「視点の場」といいます。

視点というのは、どこから見せるのかという位置の概念で、計画で対応します。視点場というのは、視点の状況を示す概念で、設計で対応することができ、視点場の作り方がきわめて重要です。

それは、視点内において見る方向「視方向」に立ち上がりを設けてはいけないということです。視点内の壁、柵、樹木などが視領域を遮ると、景観の印象がたちまち悪くなってしまいます。同じものを見ていても、つまり視点の位置と視対象の関係が同じなのに、視点場の作り方で景観が違ってくるのです。この視方向の立ち上がりは、設計でいかようにも改善できます。

なお、視方向の立ち上がりと視軸線障害は、概念が異なります。視軸線障害は視点の外側で起こるので、容易に取り除くことはできません。

視点場 視方向 立ち上がり



（４）景観整備に対する七つの誤解

（誤解１）景観に対する価値感是人それぞれだ

景観は好みやセンスの問題ではありません。よい景観には大多数の者の共感を得る共通点があります。それは、見たいものが他のものに邪魔されず、程よい大きさに見えていることです。

景観は、科学的に分析し、理論で説明することができます。皆に共通する普遍的な価値（大きな集団に共通する価値観）を探し出し、その価値に基づき、多くの人たちにいつまでも愛され続ける景観を形成しましょう。

もう少し平たく言うと、景観に対する感じ方や考えは十人十色という人もいますが、確かに景観は社会科学であり、答えは一つとは限りません。いろんな考えがあります。その中でも、多数の人たちに支持される考えがあるはずで、それを見つけ出し、整備に活かすことで、良い景観が生まれます。

（誤解２）景観整備には金がかかる

景観とは、施設に求められる機能性や耐久性に加えて余分なことをするのだからから余計に金がかかるとおっしゃいませんか。景観はわざわざ金をかけて着飾ることや化粧をすることでは決してありません。

機能性や耐久性だって必要以上の水準を求めれば、当然金がかかります。しかし、それはオーバースペックと言って無駄なことなのです。

景観も費用をかけたからといって魅力が上がるものではありません。景観整備とは、場所の特徴（地形、自然、歴史、文化、街並みなど）を読み込んで、その場に調和したもの、その場にふさわしいものを作ることです。

景観の理論に基づき、設計施工者の創意と工夫次第で、金をかけなくても魅力的な景観を創ることができます。

金をかけずに良いものを作ることは、技術者として腕の見せどころです。

（誤解３）特別の地域でやるものだ

景観整備は、都心や観光地などに限って行うものではありません。市民は誰しも美しい景観に囲まれて暮らしたいと願っているはずで、

景観は、地域の自然、歴史、文化、生活などが表象化され、形となって現れたものです。地域には様々な景観が広がっており、地域資源の一つです。

岡山市民すべての生活の質（QOL）を高める上で、居住地域、観光地、産業地域、自然地域などあらゆる地域で良い景観を形成する必要があります。

特に土木施設は、いかなる場所でも大地への傷をできる限り少なくする努力が求められます。

（誤解4）景観では飯は食えない

倉敷では歴史的な街並みを保存することにより、年間340万人もの観光客を呼び込み、大きな観光収入を得ています。このような景観を「経済的な価値を生む景観」といいます。

一方、市民の生活空間においても、歴史や文化を活かした景観まちづくりを行うことにより、地域の魅力が高まり、資産価値の向上にもつながります。このような景観は、「生活の中に生きられる景観」といいます。

良好な都市景観の形成によって、都市イメージを向上させ、選ばれる都市になりたいものです。

（誤解5）何か特別のことをしなければならない

特別なことをする必要はありません。舗装に絵を描くことや擬似モニュメントを設置することなどは、絶対にしてはいけません。

景観整備とは、場所の特徴（地形、自然、歴史、文化、街並みなど）を読み込んで、その場に調和したものを作ることです。景観を阻害している邪魔者（電柱や看板など）を取り除くだけでも大きな効果が得られます。

（誤解6）景観よりも安全が最優先である

安全が最優先であることに間違いありませんが、安全であれば景観が悪くても仕方がないという考えには賛成できません。安全と景観の両立を求めたいものです。

不特定多数の人が利用する公共施設には、機能性や耐久性と同じように景観性も備えていなければなりません。

景観について何も考えないでやっているというのが、一番まずい状態ですので、常に景観のことを考えながら設計施工するよう心がけましょう。

（誤解7）デザインセンスが必要だ

国土や空間を相手に仕事を進めている以上、いつでもどこでも景観について配慮することが必要です。それは土木や建築の技術者であれば当然身につけておかなければならない技術（工学）あり、決して専門的知識がないとできないことではありません。

要は考え方であり、景観設計の基本原則を踏まえて創意と工夫を凝らせば素晴らしいものができます。

(5) 景観整備の七つのポイント

(ポイント1) 景観とは全体の見え方

景観とは個々の見え方ではなく、個々のものが集合した全体の見え方を指します。個々のもの各々がよければ、必然と全体がよく見えます。逆に一つでも異質なものがあると全体の見え方が崩れてしまいます。

また、個々の建物等のデザインは良くても、それぞれが個性を競い合っている状態では、良好な景観は生まれません。(これを「合成の誤謬」といいます) だから、一定の秩序と節度が必要なのです。

(ポイント2) 場所性を読みとる

構造物を造ろうとしている周辺の地形や環境あるいは地域の個性(歴史や文化など)を把握します。場の置かれている状況や雰囲気を知り、それに馴染ませ調和させる努力が必要です。

(ポイント3) 脇役を演じる

規模の大きな土木構造物や建築物は、時にはランドマークとなりますが、多くは主役(図)を引き立てる脇役(背景)を演じることが大切です。

主役となるのは街を歩く人々、緑や花、人々の目を楽しませる店舗のディスプレイなどです。道路や建築物が各々主役をやっている状態では良好な景観は形成されません。

(ポイント4) 本物志向に徹する

景観とは、単に化粧をしたり、偽物で覆い隠したりすることではありません。それはいつか、時の経過とともに飽きられてしまいます。本物には、いつの時代にも変わらぬ美しさがあり、また、時とともに美しさを増す「エイジングの美」もあります。本物志向にこだわりたいでしょう。

(ポイント5) 迷ったら低彩度

橋梁の色彩、建物の色彩は、形以上に景観に大きな影響を与えます。以上のことを考慮すればするほど、どんな色使いがいいのか迷ってしまいます。そのようなときは低彩度を使いましょう。周辺環境に馴染んだいい物が出来上がります。

(ポイント6) 古いものは残す

市内には長年使い続けられている水門・樋門、橋梁、石積護岸、町家など歴史的遺産が数多く存在します。これらの施設は、その当時の技術の粋を凝らし、また地場の材料を用いて作られた本物であり、現在でも変わらぬ輝きを放っています。

壊すと二度と元には戻りません。そして、その時点で歴史は途絶えてしまいます。また、似せて新たに作ったものは歴史ではありません。

文化財としての位置づけはなくとも歴史を語る施設は、可能な限り保存・修復して活用しましょう。

(ポイント7) いろんな声を参考にする

公共空間における景観整備は、誰が見ても美しいと感じられる共通性を持った景観をつくることであり、また時代の変化にも色あせない美しさを保ち続ける景観をつくることです。

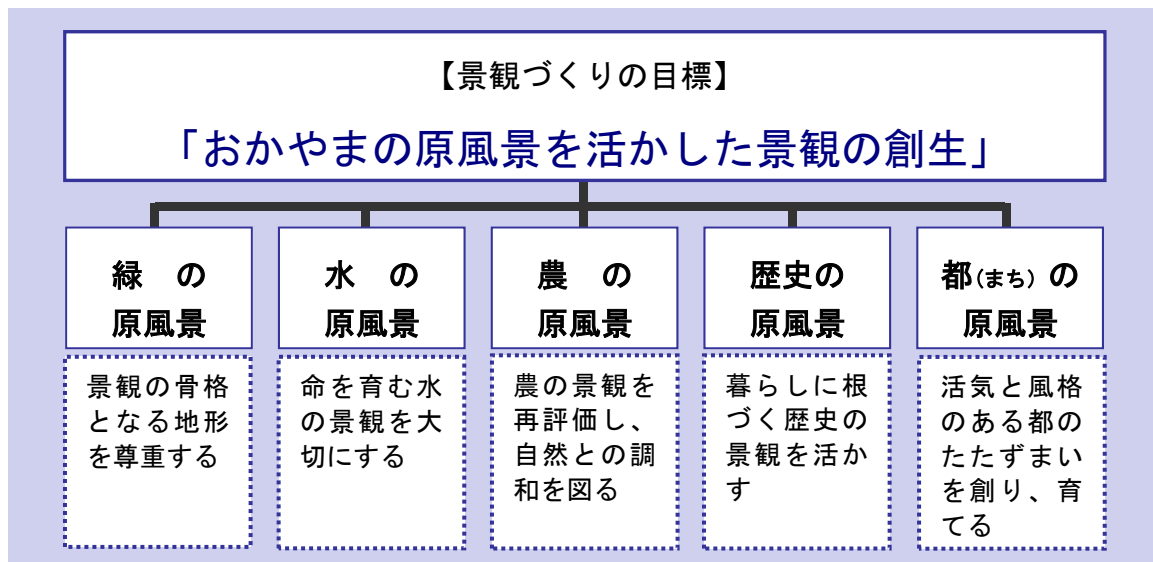
普遍的な美しい景観をつくるために、景観の専門家、景観アドバイザー、地域の人々、職場の同僚など多数の意見を参考にしましょう。

(6) 岡山らしい景観の創造

岡山市においては、固有の自然や風土そして長い時間をかけて積み上げられた人々の営みによって、数多くのすばらしい景観「原風景」が形成され、受け継がれてきました。これまでに創り上げられた「原風景」に磨きをかけ、新たなる時代に対応した魅力ある景観を創造することが必要です。

このため、景観計画における景観づくりの目標「おかやまの原風景を活かした景観の創生」に向けて、岡山の歴史・文化・人を育んできた多様な自然や風土に着目しながら景観形成を進めることにより、岡山固有の景観を創造します。

岡山の特徴である「緑」、「水」、「農」、「歴史」、「都」に配慮しながら、それらを景観構成要素として取り込み、また視対象として際立たせることにより、自然と岡山らしさが醸し出されるものと考えています。(詳しくは「緑、水、農、歴史、都」を活かした岡山らしい景観形成ガイドライン(平成27年度作成)を参照のこと)



岡山の歴史・文化・人を育んできた多様な自然や風土に着目しながら、いつまでも心に残る「おかやまの原風景」を守り、育て、再生し、五感に訴える美しい岡山固有の景観を創造します。

※原風景とは・・・おかやまの風土(地形、歴史、文化等)に生まれ、長い時間をかけて形成された五感に響く心地よい風景であり、岡山市民が愛着と親しみをもって未来へ引継ぎたいと願う岡山固有の風景です。特に都(まち)の原風景とは、多世代の営みの中で創られた活気に満ちた空間であり、風景の重要な要素です。

※活かすとは・・・魅力ある景観づくりにおいて、おかやまの特徴ある5つの原風景の要素を巧みに取り入れることです。

※創生とは・・・これまで先人によって創り出され育てられた景観を受け継ぎつつ、未来への贈物として今の時代にふさわしい魅力ある景観を創り出していくこと(創生)が、岡山市民に課せられた役割であるという認識から、未来に向けた取組み姿勢を「創生」というキーワードで示しています。